

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領

(名 称)

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（以下「利用適正化計画」という）の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項)

3. 協議会は、次の事項を検討する。
 - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
 - (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者（関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等）で、近畿地方環境事務所長（以下「事務所長」という。）と契約を締結した協議会事務局運営業務請負者が事務所長の指示に基づき委嘱する者をもって構成する。
 - (2) 請負業者は、事務所長の承認を得て、専門的な助言等を得るため、構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

(構成員資格の喪失)

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

(辞任及び解任)

6. (1) 構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - (2) 協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は委嘱年度の3月31日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成18年2月26日から施行する。
平成19年8月30日 一部改正
平成22年4月16日 一部改正